

Provocative thought*

ニュース・レター (No.001)
2009年1月

Table of contents

クレジット・クランチ(信用収縮) - 今後の行方は?	2
M&A に関連する税制改正の動向	2
金融取引に関する税制改正法案	3
PricewaterhouseCoopers Japanese Services Desk Contact List	4

ニュース・レター刊行にあたって ご挨拶 (ジェイソン・ヘイズ)

この度、プライスウォーターハウスクーパース オーストラリアでは、ニュース・レター「Provocative Thought」を発刊する運びとなりました。このニュース・レターを通して、最新の規制、税務、会計等に関連する情報をお届けできればと考えている次第です。このニュース・レターが少しでも皆様のお役に立てば幸いと存じます。

ジェイソン・ヘイズ
Japanese Services Desk Leader

クレジット・クランチ(信用収縮) - 今後の行方は？

多くの方がデリバティブ(金融派生商品)や経済成長が与える影響に懸念を示していたものの、過去数ヶ月の間に起きたことの重大性を誰も予測することはできませんでした。私たちが学んだことは、世界の金融市場がいかに相互関連性を持っていたかということや資産バブルがどの程度発生していたかということであり、最も驚かされたことは、金融市場にショックが発生したときに、それがいかなるスピードで破綻していくかということでした。

Regulation (規制) - 過去十数年間に渡って規制の強化が見られました。これらの規制はいずれもよく検討されたものであるものの、すべてが効果的であったわけではありませんでした。クレジット・クランチを起因として、さらなる規制強化が行われる可能性があります。それらが適正に機能するためには、規制当局と世界中の金融市場関係者の間で真摯な協議が行われること、規制当局が金融市場の動向を正しく理解すること、規制の費用対効果を評価すること等が必要となります。

Reporting (報告) - クレジット・クランチによって、財務報告の目的に焦点が集まりました。財務諸表を作成することに関して、規制当局の観点から見た安全性や健全性に関する視点と、投資家の観点から見た情報開示に関する視点には相違があることが明らかとなりました。現在の緊迫した状況においては、GAAP(一般に公正妥当と認められる会計基準)やIFRS(国際財務報告基準)に基づき作成される財務諸表について、規制当局が監督・指導を目的として利用することについては慎重な検討が求められています。また自己資本比率規制についてもガイドラインの再定義が必要となるかもしれません。加えて、規制当局にとってビジネス・モデル、主要なビジネス・リスクやそれらの関連性、組織の文化や行動様式を理解するためには、より広範囲な情報が必要となります。そのためにも、事業家や投資家等との対話による情報収集及びその十分な理解が求められています。

Responsibility (責任) - 最近の問題は、資本主義 - いわゆる無責任で野蛮な資本主義 - の最も悪い面を反映しています。このような状況下においても最終的には納税者である国民がその責任を負わされる結果となることを考えれば、彼らが企業責任について何らかの変化を求めていることは驚くべきことではありません。今後、企業統治や経営者の姿勢、インセンティブ報酬や行動様式、リスクと成果の関連づけなどに関する諸問題への新たな対応が期待されます。

これらの諸問題はビジネスに新たな挑戦をもたらしますが、問題に先手を打つことのできる人々にとっては、機会も同時にもたらします。

PwC 刊行物より抜粋

(当該記載内容及びその他 PwC 刊行物のお問い合わせについてはジェイソン・ヘイズ、森 勇憲までご連絡ください。詳細は末章のコンタクトリストをご参照ください。)

M&A に関連する税制改正の動向

オーストラリアの税法に関して改正が継続的に行われており、近年連邦政府は以下のような検討プロジェクトを立ち上げて作業を進めてきました。

- 連結納税制度の導入

- 配当課税制度の簡素化
- 国際課税制度の改正
- 金融取引に関する税務上の取扱いの改正

例えば、連結納税制度に関しては、グループ企業全体を一組織と見なし、連結納税グループ企業間の取引(配当の支払いや資産の移転等)については税務上、無視されることとなります。

これらの改正によって M&A 取引におけるストラクチャリングは税務上、ますます複雑化しています。特に連結納税グループへ加入もしくはグループから離脱する場合、繰越欠損金や税額控除等の確認や支配権移転後の継続性の検証、税債務の吟味、および税務特性の確認等については留意が必要です。しかし、十分に調査及び検討を行うことにより、売り手及び買い手の双方に税務上のメリットをもたらす M&A 取引も可能となります。特にキャピタルゲイン課税(以下 CGT)や資本調達・回収といった観点からの検討が可能です。

国際課税制度の改正の一環として、外国居住者(税務上の豪州非居住者)に対する CGT の改正法が施行されました。改正法は 2006 年 12 月 12 日以降に発生した CGT 対象となる事象(資産売却等)に適用され、非居住者に対する CGT 課税が一定の範囲(オーストラリアにおける不動産、事業用資産、及びオーストラリアの不動産の主要部分もしくは全部の持分を所有する事業体の 10%以上の持分)に限定されることとなりました。なお、10%未満の豪州公開会社(Australian public companies)の持分については、改正日(2006 年 12 月 12 日)以前から CGT 適用対象外となっています。これらの改正は M&A 取引におけるストラクチャリングを検討する上で大きな影響を与えています。

本ニュースレターの次項でも簡単にご説明しますが、金融取引に関する税務(Taxation of Financial Arrangements)についても継続した改正が検討されています。本改正法は 2007 年の政権交代前から検討が行われていました。当該改正案において、一定の金融取引に関する損益は実現主義(売買時点での課税)から発生主義(損益が実現していない段階での課税)へシフトすることが議論されています。当該改正法については 2009 年 7 月からの選択適用、2010 年 7 月からの強制適用になると考えられています。オーストラリアの M&A に係る税務は当該改正法によって大きな影響を受ける可能性があり、M&A を検討する上で留意が必要です。

PwC 「Mergers & Acquisitions – Asian Taxation Guide 2008」より抜粋

(当該記載内容及び PwC 刊行物のお問い合わせについては田中 直人、三宅 修までご連絡ください。詳細は末章のコンタクトリストをご参照ください。)

金融取引に関する税制改正法案

オーストラリア財務省は金融取引に関する税制(TOFA: Taxation of Financial Arrangements)改革を継続して推進しており、更なる関連改正法案が 2008 年 12 月 4 日、議会で提出されました。この改正法は 2009 年 2 月以降に再開される議会において通過が見込まれており、施行日については 2009 年 7 月 1 日からの選択適用、2010 年 7 月 1 日からの強制適用が予定されています(変更の可能性もあります)。

- 適用対象
 - 適用対象納税者: 一定規模以上の事業会社等(一般事業会社の場合、売上高 A\$100m超、総資産 A\$300m超、金融資産 A\$100m超)については強制適用だが、その他納税者も選択適用が可能
 - 適用対象取引: 適用日以降に契約した外国為替やコモディティ等を含む金融取引(リースや保険、年金や短期の信用取引等は適用外) ※既存の金融取引を適用対象とすることも可能
- 改正案ポイント

TOFA は金融取引についての課税所得もしくは控除額算定に関して、「原則的算定手段(Default Methods)」および「その他選択可能算定手段(Optional Methods)」を規定しています(例えば、金融商品を満期まで保有しない場合における、最終差額調整(balancing adjustment)が行われる等)。

税務計算において、原則的算定手段として「実現主義方式(Realisation Method)」もしくは「発生主義方式(Accruals Method)」を用いている場合において、金融取引の重大な変更においては、以下のポイントを考慮する必要性が生じる可能性があります。

- 適用している評価手法が適切かどうかの再検討
- 発生主義方式を用いている場合、未実現損益の検証

会計監査を受けている会社においては、会計上の評価方法と税務上の評価方法を一致させる「財務報告方式(Financial Reports Method)」を、その他選択可能算定手段として選択することも可能となります。

• 適用に向けて

改正法の施行に向けて、まずは当該改正点について要点の把握及び自社にとってのメリット・デメリットを把握することが必要になるものと考えられます。特に現時点においては、2009年7月(予定)からの早期適用を選択するかどうかの検討が望まれます。その後、自社における金融取引に関しての税務処理方式の選択、その適用体制の構築および準備作業(例えばその他選択可能算定手段の一つに含まれている「金融取引ヘッジ方式(Hedging Financial Arrangements Method)」を適用する場合のヘッジ取引とリスク管理方法との関係についての文書化等)を行う必要があります。

(当該記載内容及び PwC 刊行物のお問い合わせについては田中 直人、田村 りかまでご連絡ください。詳細は末章のコンタクトリストをご参照ください。)

PricewaterhouseCoopers Japanese Services Desk Contact List

PricewaterhouseCoopers は、豪州国内企業及びグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、M&A アドバイス等の専門的業務を提供する、豪州国内および世界最大のプロフェッショナルサービス組織です。

Japanese Services Desk は、オーストラリアや太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務をご提供させて頂くことを目的に、日本人専門家を中心としたメンバーによって構成されております。豪州および日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習及び文化的側面に関しての深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面からの業務の提供に従事させていただいております。

画一的なサービスに留まらず、日本人専門家による業務コーディネイトの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様々に最適な解決策をご提示できるように取り組んでおります。

日本の PwC グループ(あらた監査法人、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、PwC アドバイザリー)とは緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っております。日系企業のグローバル展開の際には、日本及びオーストラリアの双方の専門家チームがシームレスに連携してご支援させて頂くことを通し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できる仕組みを構築させていただいております。

<p>拠点</p>	<p>コンタクト先 (NSW 及び VIC 州以外のご相談についても下記連絡先までお気軽にご相談ください)</p>					
<p>Sydney Office Darling Park Tower 2 201 Sussex Street Sydney, New South Wales 2000 Australia</p>	<p>Assurance (会計監査/内部統制等)</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="375 459 614 672">  </td> <td data-bbox="630 459 933 683"> <p>Japanese Services Desk Leader / Partner Jason Hayes (ジェイソン ヘイズ) +61 (2) 8266 5208 jason.hayes@au.pwc.com</p> </td> <td data-bbox="965 459 1204 672">  </td> <td data-bbox="1220 459 1508 616"> <p>Senior Accountant Takenori Mori (森 勇憲) +61 (2) 8266 2867 takenori.a.mori@au.pwc.com</p> </td> </tr> </table>			<p>Japanese Services Desk Leader / Partner Jason Hayes (ジェイソン ヘイズ) +61 (2) 8266 5208 jason.hayes@au.pwc.com</p>		<p>Senior Accountant Takenori Mori (森 勇憲) +61 (2) 8266 2867 takenori.a.mori@au.pwc.com</p>
	<p>Japanese Services Desk Leader / Partner Jason Hayes (ジェイソン ヘイズ) +61 (2) 8266 5208 jason.hayes@au.pwc.com</p>		<p>Senior Accountant Takenori Mori (森 勇憲) +61 (2) 8266 2867 takenori.a.mori@au.pwc.com</p>			
<p>Tax and Legal Services (税務・法務関連業務) PCS (非上場会社/在豪子会社等への会計監査/税務/法務)</p>						
<table border="0"> <tr> <td data-bbox="375 761 614 985">  </td> <td data-bbox="630 761 933 918"> <p>Executive Director Naoto Tanaka (田中 直人) +61 (2) 8266 7348 naoto.tanaka@au.pwc.com</p> </td> <td data-bbox="965 761 1204 985">  </td> <td data-bbox="1220 761 1508 918"> <p>Senior Consultant Rika Tamura (田村 りか) +61 (2) 8266 1639 rika.tamura@au.pwc.com</p> </td> </tr> </table>				<p>Executive Director Naoto Tanaka (田中 直人) +61 (2) 8266 7348 naoto.tanaka@au.pwc.com</p>		<p>Senior Consultant Rika Tamura (田村 りか) +61 (2) 8266 1639 rika.tamura@au.pwc.com</p>
	<p>Executive Director Naoto Tanaka (田中 直人) +61 (2) 8266 7348 naoto.tanaka@au.pwc.com</p>		<p>Senior Consultant Rika Tamura (田村 りか) +61 (2) 8266 1639 rika.tamura@au.pwc.com</p>			
<p>Advisory (M&A アドバイザリー/業務改善等)</p>						
<table border="0"> <tr> <td data-bbox="375 1064 614 1299">  </td> <td data-bbox="630 1064 933 1220"> <p>Senior Accountant Osamu Miyake (三宅 修) +61 (2) 8266 2226 osamu.o.miyake@au.pwc.com</p> </td> </tr> </table>				<p>Senior Accountant Osamu Miyake (三宅 修) +61 (2) 8266 2226 osamu.o.miyake@au.pwc.com</p>		
	<p>Senior Accountant Osamu Miyake (三宅 修) +61 (2) 8266 2226 osamu.o.miyake@au.pwc.com</p>					
<p>Melbourne Office Freshwater Place Level 19 2 Southbank Boulevard Southbank, Victoria 3006 Australia</p>	<p>Tax and Legal Services (税務・法務関連業務) PCS (非上場会社/在豪子会社等への会計監査/税務/法務)</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="375 1377 614 1635">  </td> <td data-bbox="630 1377 933 1534"> <p>Senior Manager Haruo Nire (楡 晴雄) +61 (3) 8603 3759 haruo.nire@au.pwc.com</p> </td> <td data-bbox="965 1377 1204 1635">  </td> <td data-bbox="1220 1377 1508 1568"> <p>Manager Masao Kamiyama (神山 雅央) +61 (3) 8603 4383 masao.kamiyama@au.pwc.com</p> </td> </tr> </table>			<p>Senior Manager Haruo Nire (楡 晴雄) +61 (3) 8603 3759 haruo.nire@au.pwc.com</p>		<p>Manager Masao Kamiyama (神山 雅央) +61 (3) 8603 4383 masao.kamiyama@au.pwc.com</p>
	<p>Senior Manager Haruo Nire (楡 晴雄) +61 (3) 8603 3759 haruo.nire@au.pwc.com</p>		<p>Manager Masao Kamiyama (神山 雅央) +61 (3) 8603 4383 masao.kamiyama@au.pwc.com</p>			
<table border="0"> <tr> <td data-bbox="375 1668 614 1937">  </td> <td data-bbox="630 1668 933 1859"> <p>Consultant Hiroko Moritani (森谷 寛子) +61 (3) 8603 4301 hiroko.moritani@au.pwc.com</p> </td> </tr> </table>				<p>Consultant Hiroko Moritani (森谷 寛子) +61 (3) 8603 4301 hiroko.moritani@au.pwc.com</p>		
	<p>Consultant Hiroko Moritani (森谷 寛子) +61 (3) 8603 4301 hiroko.moritani@au.pwc.com</p>					

© 2008 PricewaterhouseCoopers Australia. All rights reserved. 「PricewaterhouseCoopers」は、PricewaterhouseCoopers Australiaを指します。あるいは、内容によって、PricewaterhouseCoopersのグローバルネットワークまたはネットワークのその他のメンバーファームのことを指します。メンバーファームは、それぞれ別個の独立した法人です。

PricewaterhouseCoopers (www.pwc.com) は、業界に的を絞った監査、税務およびアドバイザリーサービスを提供し、クライアントとそのステークホルダーのために社会的な信頼の構築と価値の向上に努めます。ネットワーク全体で150カ国146,000人のスタッフが、意見、経験およびソリューションを共有し、斬新な見解と実質的なアドバイスを展開しています。

免責条項：このニュースレターは、オーストラリアにおける現行の規制および法律に関する事項の一般的なガイドです。これらは信頼できる情報源から入手しておりますが、法令、規則、規制は随時変更される可能性があるため実際に行動を起こしたり、ニュースレターに記載されている項目に信頼を置く前に、必ず専門家にご相談下さい。このニュースレター自体はアドバイスを形成するものではありませんので、あくまでも一般的なガイドとしてのみ御利用下さい。